

金融犯罪防止対策にかかる 個人または法人のお客様へのお知らせ

○在留カード等の提示にご協力ください

口座開設手続き時に在留カードをお持ちのお客様へ在留期間・在留資格等の確認をお願いしております。お申し込み時点で在留期間満了日まで3ヵ月以下のとき、口座開設手続きをお受けできない場合があります。

また、既に当金庫に口座を開設されているお客様につきましても、郵送や窓口などでお客様に関する情報を確認させていただくこと、在留期間・在留資格等を確認させていただくことがあります。

在留資格の変更や在留期間の更新をした場合には、新しい在留カードのご提示をお願いいたします。

在留期限日を超えて在留カードのご提示がいただけない場合は、お取引の全部または一部を制限させていただきます。在留カードを更新されたときは、速やかにお近くのぬましん窓口へお届けください。

○外国 P E P s について

外国政府において重要な公的地位にある方を「外国 PEPs (Politically Exposed Persons)」といい、該当性の確認をさせていただいております。

個人のお客様ご本人が外国 PEPs の方またはそのご家族、法人のお客様で実質的支配者が外国 PEPs の方またはそのご家族に該当する場合、資産や収入の状況等を確認させていただくことがあり、その際に追加の資料ご提示や質問への回答をお願いする場合があります。

○法人の実質的支配者の確認について

犯罪収益移転防止法等に基づくお取引時確認等として、法人の事業活動・経営に支配的な影響力を有すると認められる大口株主等の「法人の実質的支配者」に該当する個人の方の「氏名・住所・生年月日」を確認させていただきます。

また、法人の新規口座開設の際には、実質的支配者に関する疎明資料の提出をお願いいたします。

以上